

# オープンデータに関する政府／総務省の動向について

---

平成29年1月20日  
総務省

## 安倍総理大臣発言

各省庁や自治体が持つインフラのデータを徹底的に開放し、官民の力を結集して、新たな有望市場を創出してまいります。(中略)

先週施行された「官民データ活用推進基本法」の下、安全・安心に、個人情報に配慮しつつ、**オープンデータを強かに推進してまいります。**

IT総合戦略本部の下、官民の専門家からなる司令塔を設置し、そして民間ニーズに即して重点分野を定め、2020年までを集中取組期間として、必要な施策を断行してまいります。関係大臣は議員から提案された具体的な施策と年限を踏まえて検討を進め、直ちに施策を具体化していただきたいと思っております。

## 総務大臣発言

総務省としては、内閣官房と連携しながら、まず第一に、データを保有する自治体などと、それを活用する民間との**調整・仲介機能の創設**、第二に、自治体職員がデータの加工・公開などを習得できる**試験環境の整備**、第三に、G空間情報センターなどと連携しまして、実証事業を通じて、**地図・交通データのオープン化の促進**などに取り組んでまいります。

## 9. デジタル革命を支える「情報」

Keidanren  
Policy & Action

### 保有情報



- どのような情報があるか？
- デジタルか紙か？媒体・フォーマット・対応ソフト等
- ID体系、コード体系などのデータ形式
- 誰のもの？どの範囲で利用できる？期限は？
- 他部署と共有できる？どこまで開示できる？

### 希望情報



- 独自に調べているが、誰かが持っている
- より精度や鮮度の高い情報が欲しい
- こういう情報があれば、より良いサービスができる
- 特に、他の情報と掛け合わせると価値が高い
- できればこういうタイミングやデータ形式で欲しい

具体的なユースケースに基づくシーズ・ニーズのマッチング

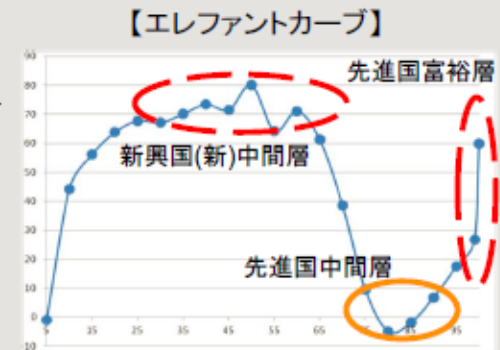
データ利活用のアイデアを持ち込める相談窓口

複数企業・業界での活用を促進する情報流通の仲介機能

## 背景とキーポイント

### 基本認識

- 今世界は、第3次産業革命の最終局面の課題顕在化 (グローバル工業化の恩恵は、新興国(新)中間層と先進国富裕層に)
- 今は過渡期。第4次産業革命の恩恵を中間層に、これからが大きなチャンス
  - 根幹のひとつが、社会ニーズの大きい分野での公共データのオープンプラットフォーム化、それを通じた民間のビジネス投資誘発 (含むベンチャー)
- データ活用による新ビジネス創出による恩恵を、より受けるのは中間層
  - データ活用による新ビジネスを担う主役は中間層、良質なサービスを享受する主役も中間層。その恩恵は、地方含め国全体に広がる。
  - 分野例: オリパラ(公共交通 等)、モビリティ(自動走行マップ)、ヘルスケア 等
- 鍵は、「新しい社会インフラ」である「データ基盤」づくりへの未来投資の加速
- データの活用による価値創出には、「横のつながり」(一部民間を含む複数領域にまたがるデータのオープン化、組み合わせ可能化)と「縦通し」(国だけでなく地方自治体・第3セクターを含めたオープンデータ化)が必要



### 取るべき政策

- オープンデータ先進国化をアベノミクス2.0の柱のひとつとし、2020年までを「オープンデータ集中取組期間」と位置付け、IT戦略本部の下、強力な政府の司令塔機能を設置
- 公共データの「原則オープン化」を制度的に担保し、「開示指針」「活用ルール」を明示的に定める
  - 非開示にする場合は、理由等を開示させる
  - 開示すべきでない個人情報等との線引き等を明示し、活用促進と国民の不安除去
- ベンチャーを含む官民の対話の場を設置し、オープンデータ化を進める重点分野の特定、ならびに関連した規制見直しの特定を行う

Note: 1988年～2008年において、実質所得がどれだけ伸びたか(縦軸)を所得分布階層(横軸)によって整理

Source: 世界銀行リサーチペーパー 2012.12(※)

## 【課題1】 Open Data Test Bed

### ■ 地方自治体の課題

- オープンデータを気軽に試すことができる環境がない。
  - ◆ cKAN (カタログソフトのデファクト標準) を動かすためにも、クラウド環境の調達、Ubuntu OSの設置、cKANソフトの起動を、障壁が大きい。
  - ◆ ライセンス制定などの組織的・制度的コストも大きい。
- オープンデータカタログシステムを定常運用するコストの調達が困難。
- コンテストやハッカソンなどの短期間提供が簡単にできない。



### ■ (施策) オープンデータ・テスト・ベッド

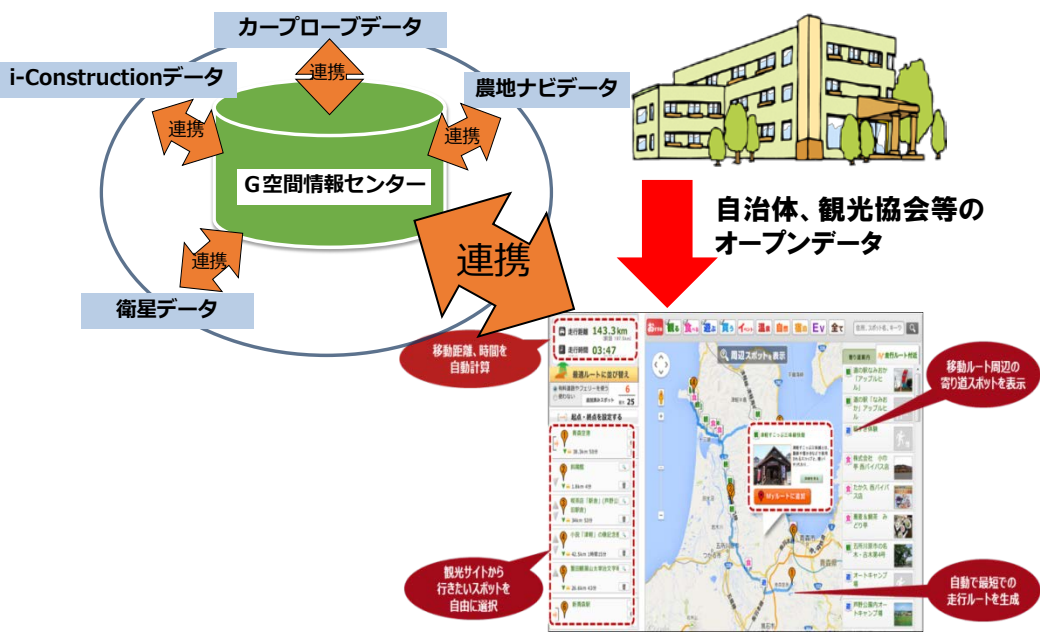
- オープンデータを気軽に試すことができるクラウド環境の提供
  - ◆ カatalogソフトやリアルタイム情報を発信するパッケージを含んだクラウド環境
  - ◆ 民間事業者のクラウドやNICTの設備を利活用
- 低運用コストのテストベッドの研究の実施
  - ◆ P2P (or ブロックチェーン) によるオープンデータ運用
- 技術トランスファーのための講習会などの、人的支援も含む

## 【オープンデータ等利活用推進事業(H27~29)】

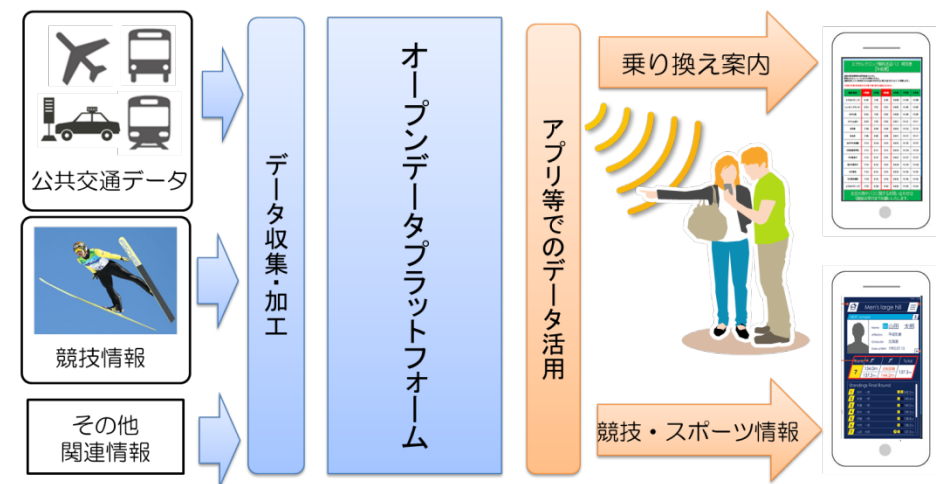
○ オープンデータ等を活用したモデル実証等に取り組むことにより、データを活用した新事業・新サービスの創出、住民サービスの向上等を促進する。

【 H27当初予算額3. 0億円、H28当初予算額1. 9億円、H29当初予算額(政府案)3. 0億円】

### 地図・観光データ連携



### 交通等データ連携



自治体、観光協会等の提供するオープンデータをG空間情報センターの各種データと連携させてきめ細かな観光情報を提供

2020年に向け、鉄道・バス・航空・ターミナル等の公共交通情報や競技情報等をスマホ・タブレット等に常時提供

**目的** インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を活用することにより、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データの適正かつ効果的な活用（「官民データ活用」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、並びに官民データ活用推進基本計画の策定その他施策の基本となる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置することにより、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与する。（1条）

## 第1章 総則

◆「**官民データ**」とは、電磁的記録（※1）に記録された情報（※2）であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり管理され、利用され、又は提供されるものをいう。（2条）

※1 電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。

※2 国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがあるものを除く。

### ◆ 基本理念

①IT基本法等による施策と相まって、情報の円滑な流通の確保を図る（3条1項）

②自立的で個性豊かな地域社会の形成、新事業の創出、国際競争力の強化等を図り、活力ある日本社会の実現に寄与（3条2項）

③官民データ活用により得られた情報を根拠とする施策の企画及び立案により、効果的かつ効率的な行政の推進に資する（3条3項）

④官民データ活用の推進に当たって、

・安全性及び信頼性の確保、国民の権利利益、国の安全等が害されないようにすること（3条4項）

・国民の利便性の向上に資する分野及び当該分野以外の行政分野での情報通信技術の更なる活用（3条5項）

・国民の権利利益を保護しつつ、官民データの適正な活用を図るための基盤整備（3条6項）

・多様な主体の連携を確保するため、規格の整備、互換性の確保等の基盤整備（3条7項）

・AI、IoT、クラウド等の先端技術の活用（3条8項）

◆ **国、地方公共団体及び事業者の責務（4条～6条）**

◆ **法制上の措置等（7条）**

## 第2章 官民データ活用推進基本計画等

◆ **政府による官民データ活用推進基本計画の策定（8条）**

◆ **都道府県による都道府県官民データ活用推進計画の策定（9条1項）**

◆ **市町村による市町村官民データ活用推進計画の策定（努力義務）（9条3項）**

## 第3章 基本的施策

◆ 行政手続に係るオンライン利用の原則化・民間事業者等の手続に係るオンライン利用の促進（10条）

◆ **国・地方公共団体・事業者による自ら保有する官民データの活用の推進等、関連する制度の見直し（コンテンツ流通円滑化を含む）（11条）**

◆ 官民データの円滑な流通を促進するため、データ流通における個人の関与の仕組みの構築等（12条）

◆ 地理的な制約、年齢その他の要因に基づく情報通信技術の利用機会又は活用に係る格差の是正（14条）

◆ 情報システムに係る規格の整備、互換性の確保、業務の見直し、官民の情報システムの連携を図るための基盤の整備（サービスプラットフォーム）（15条）

◆ 国及び地方公共団体の施策の整合性の確保（19条）

◆ その他、マイナンバーカードの利用（13条）、研究開発の推進等（16条）、人材の育成及び確保（17条）、教育及び学習振興、普及啓発等（18条）

## 第4章 官民データ活用推進戦略会議

◆ **IT戦略本部の下に官民データ活用推進戦略会議を設置（20条）**

◆ 官民データ活用推進戦略会議の組織（議長は内閣総理大臣）（22、23条）

◆ 計画の案の策定及び計画に基づく施策の実施等に関する体制の整備（議長による重点分野の指定、関係行政機関の長に対する勧告等）（20条～28条）

◆ 地方公共団体への協力（27条）

## 附則

◆ 施行期日は公布日（附則1項）

◆ 本法の円滑な施行に資するための、国による地方公共団体に対する協力（附則2項）